

燃油高騰対策支援事業補助金交付要綱

一般社団法人 鳥取県トラック協会

(目的)

第1条 一般社団法人鳥取県トラック協会（以下「鳥ト協」という。）は、燃油高騰対策として燃費の向上によるCO₂削減を図るために転がり抵抗を大幅に削減したエコタイヤおよび資源の有効活用となる更生（リトレッド）タイヤ（「以下「エコタイヤ等」という。」の導入に対して助成金を交付する。

(対象商品)

第2条 助成の対象となるエコタイヤ等は、タイヤメーカーが認定した商品で、別に定める。

(助成対象)

第3条 助成の対象は、平成29年4月1日から平成30年2月23日の間に、新品エコタイヤ等を導入（購入および車両へ装着）する一般貨物自動車運送事業・特定貨物自動車運送事業の許可を受けた運送事業者（以下「運送事業者」という。）の、その際の購入経費（タイヤ価格、除く消費税）に対して助成を行なう。

(装着対象車両)

第4条 エコタイヤを装着する車両は、運送事業者が使用する車両で、かつ使用の本拠の位置が鳥取県内の営業用（緑ナンバー）貨物自動車とする。

(助成金の交付額)

第5条 1 本当たりの助成金の交付額は、次のとおりとし、予算の範囲内で本助成金を交付する。

ただし、エコタイヤ等の購入経費が助成金交付額を下回る場合、交付額は購入経費以下とする。

また、中型・大型用の区分は、タイヤメーカーの区分とする。

① 中型・大型貨物自動車用エコタイヤ等は、2,000円とする。

(助成の上限本数)

第6条 1 運送事業者に対する助成本数は、その都度定める。

(交付申請)

第7条 運送事業者は、様式1の「エコタイヤ等導入助成金交付申請書」に必要事項を記入し、別途指定する日までに、鳥ト協へ申請する。

2 前項の申請に必要な添付書類は、別に定める。

(交付決定)

第8条 鳥ト協は、前条の申請が適正であり、交付を適当と認めたときは、様式2の「燃油高騰対策支援事業補助金交付決定通知書」により申請者へ通知する。

2 鳥ト協は、前項の通知に際し、必要な条件を付けることが出来る。

(実績報告・助成金請求)

第9条 運送事業者は、エコタイヤ等の導入（購入および車両へ装着）が完了したときは、様式3の「燃油高騰対策支援補助事業実績報告書（助成金交付請求書）」（以下「実績報告書」という。）および様式4の「エコタイヤ装着証明書」を平成30年3月9日までに、鳥ト協へ提出しなければならない。

2 前項の申請に必要な添付書類は、別に定める。

(助成金の交付)

第10条 鳥ト協は、前条の実績報告書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適切と認めたときは運送事業者へ次の各号のとおり助成金を交付する。

①鳥ト協の会員事業者へは、原則、指定の金融機関へ振込とする。

②鳥ト協の会員事業者以外の運送事業者へは、原則、鳥取市にある鳥ト協において現金で交付する。

なお、現金で受領する場合は、「燃油高騰対策支援事業補助金交付決定通知書」（鳥ト協よりFAXで送付もの）および申請書に押印された印鑑を持参すること。

(財産の処分制限)

第11条 運送事業者は、助成交付対象となったエコタイヤ等が購入の日から起算し1年を経過するまでの期間は、当該エコタイヤ等を譲渡、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。

ただし、あらかじめ鳥ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

(助成金の返還)

第12条 鳥ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、運送事業者に対し交付した助成金の返還を命じることができる。

(1) この要領その他鳥ト協が定める事項に違反したとき

(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた運送事業者については、鳥ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(その他必要な事項)

第13条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、
鳥ト協が別に定める。

附則

本要綱は、平成30年2月1日から施行する。